

春日井市 松河戸区 防災マニュアル



松戸河区
2019年8月

はじめに

近年、全国各地で集中豪雨が多く発生し、大きな被害に見舞われています。また、南海トラフ地震などは、いつ起こってもおかしくないといわれます。市でも、これら災害対策に力をいれているところですが、私たちも、いざと云う時の備え、心構えを持っている必要があります。

松河戸区としては、「自分の身は自分で守る」(自助)、「自分たちの町は自分たちで守る」(共助)という災害の基本理念の基に、区民が防災に関する認識を共有し行動できるよう、松河戸区防災マニュアルを作成しました。

第1章では、松河戸区の自主防災(共助)について記載しています。いざ! という時、区民全員が自主防災組織の一員であるという自覚もって共に行動しましょう。

第2章では、地震編、第3章は風水害編です。共に、「1 平常時からの備えと準備」と「2 災害時の避難行動」について記載しており、「3 災害時の対応フロー」では、公助、共助、自助の対応をまとめて確認いただけます。

災害はいつ起こるかわかりません。日ごろからの備えや準備、情報を得ることに心がけ、「いざ! 」という時はこのマニュアルを参考にしてください。まずは、自分の身は自分で守る(自助)ことに心がけましょう。

2019年8月1日
平成30年度松河戸区会
令和元年度松河戸区会
編集員一同

目 次

はじめに

目 次

第1章 自主防災(共助)

1	マニュアルの目的	P 1
2	区民の責務	P 1
3	松河戸区自主防災組織(自主防災会)、災害対策本部の設置	P 2
4	松河戸区の災害用備蓄資機材及び協力施設機材	P 4
5	防災ネットワーク	P 5
	(1) 地震時 (2) 風水害時	
6	松河戸区自主防災組織の役割分担	P 7
7	緊急連絡網	P10

第2章 地震編

1	平常時からの備えや準備	P11
	(1) 現状と対策	
	(2) 情報の収集	
	(3) 日頃からの備え	
2	災害時の避難行動	P15
	(1) 緊急地震速報がでたら	
	(2) 揺れが起こったら	
	(3) 揺れがおさまったら	
	(4) 松河戸区災害対策本部、避難所、避難場所を設置	
3	災害時の対応フロー(まとめ)	P17

第3章 風水害編

1	平常時からの備えや準備	P18
	(1) 現状と対策	
	(2) 情報の収集	
	(3) 日頃からの備え	
2	非常時の避難行動	P23
	(1) 気象予報の情報入手(警報が出たら)	
	(2) 避難を行う準備、行動(市から避難に関する情報が出たら)	
	(3) 松河戸区災害対策本部、避難所を設置	
3	非常時の対応フロー(まとめ)	P26

おわりに

第1章 自主防災(共助)

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下、災害の発生に備え、区民自らが被害の事前防止や拡大防止に努めるため、認識を共有し、区民が協力し、組織的に行動できるよう、必要な事項を定める。



自助	…	自らの身は自分で守る
共助	…	自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る
公助	…	市、消防、自衛隊等の助を求める

2 区民の責務

- ① 「自分の身は自分で守る」という防災の原点に立って、食糧・飲料水の備蓄や避難経路の確認など、日ごろの安全に気を配ること。
- ② 事態が発生した場合や危険情報を知った時には、被害を軽減するため、自らが災害活動の担い手となり、組織的に行動すること。
- ③ 災害時必要となり協力を得られる松戸区在住の企業、個人の協力を得ること。

(松戸区に存する企業、個人の「災害時協力員名簿」を作成しております、ご協力をお願いします。)

(災害時協力員名簿例)

- ・事業所、マンション … 事業所内スペース、上層階を避難場所としての提供
- ・商店 ……………… 食糧品の提供。
- ・特殊な技術を持つ人 … 災害時に大きな役割を担うことができる人(例 医師、看護師、建築士等…)
- ・民生委員 ……………… ひとり暮らし高齢者や障がい者などの救護活動、避難支援
- ・その他 ……………… 防災資機材や井戸水、AED など貸出協力が得られる個人、企業

自主防災組織



大規模な災害時には、消防、警察など同時にすべての場所に向かうことはできません。そのような事態に備え、地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割です。

春日井市内自主防災組織の数 平成31年4月1日現在 233組織

3 松河戸区自主防災組織(自主防災会)、災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部、避難所・避難場所について

● 災害対策本部

松河戸区自主防災組織(松河戸自主防災会)を松河戸区会の中に設け、非常時には松河戸公民館に松河戸区災害対策本部を設置して、区民全員で防災・災害対策に臨むこととします。

ただし、地震により松河戸公民館が使えない場合、洪水などで松河戸町に避難指示が出された時は小野小学校(市指定避難所)を松河戸区災害対策本部とします。

● 避難所、避難場所(地震時)

松河戸区の市指定避難所として小野小学校、福祉避難所として南部ふれあいセンター、市指定緊急避難場所として道風公園が指定されています。

これらに加え区災害対策本部は、一時的な避難所として松河戸公民館、一次避難場所として堤越・段下・城田・安賀・河戸の5公園を加えます。

(注意) 避難場所、避難所はここに拘束される必要はありません。

安全に避難できる施設に避難してください。

松河戸区関係防災機関一覧

(平成元年7月1日現在)

区分	当地区施設名	電話	備考
松河戸区災害対策本部	松河戸公民館	56-6187	避難指示時は小野小へ移動
松河戸区一時的な避難所	松河戸公民館	56-6187	避難勧告時は小野小へ移動
市指定避難所(41か所)	小野小学校	81-2247	小野町
市指定緊急避難場所(72か所)	道風公園	—	地震時のみ
松河戸区一次避難場所 堤越、段下、城田、安賀、河戸	道風公園以外の 5公園	—	地震時のみ
市指定防災拠点(9か所)	南部ふれあいセ ンター	85-7878	下条町
市指定福祉避難所 (16か所)			
消防署所(6か所)	消防署南出張所	83-9119	下条町
市指定緊急病院(3か所)	春日井市民病院	57-0057	鷹来町
市災害対策本部(市役所庁舎)		81-5111	鳥居松町

(2) 災害対策本部、避難所の開設時期(基準)

① 松河戸区災害対策本部(松河戸公民館)

○ 地震時

春日井市に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は被害の発生により開設する。

○ 風水害時

松河戸に避難情報が出された時に開設する。

② 松河戸区一時的な避難所(松河戸公民館)

区民の要請により開設する。(要請を希望する人は、区長又は副区長に連絡ください。)

(注意) 松河戸区で対策本部や避難所を開設した場合には、市災害対策本部へ連絡する。市指定避難所と同様の支援を受けられる。

※ 市の対応

(地震時)

・愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部設置、市指定避難所開設する。

(市指定避難所は、震度の強さによらず、自主的に避難者が来た場合にも開設する。)

(風水害時)

・注意報発表、台風接近時には、市災害警戒本部設置、状況に応じ市指定避難所を開設する。

・災害発生又は発生の恐れがある場合には、市災害対策本部設置、市指定避難所を開設する。

4 松戸区の災害用備蓄資機材等及び協力施設機材

松戸区の防災資機材、食糧等の備蓄

保管場所	名称	資機材の種類
道風公園内の北東 (松河戸区管理)	松河戸区 水防倉庫	土のう 50 袋、草刈り 3 台、熊手 7 本、ほうき 4 本、ブルーシート多数 テント、土のう袋 500 枚、強力ライト 3 個、ホース、ロープ、工具箱、バケツ 15 個、スコップ 3、ツルハシ 1、備中 2、ポータブルクーラ 2、塩化カルシウム 25k 入り 5 袋、延長電気コード 50m 3 個
松河戸の 6 公園 (松河戸区管理) ・市自主防災組織資機材貸与	防災器具庫 横 1.8m 奥行 1m 高さ 2m	各公園に(令和 2 年度以降設置予定) 担架 3、ヘルメット 20、強力ライト 3、バール 2、ロープ 2(12mm×20m)、 スコップ 2、のこぎり 2、爪付きジャッキ 1、ハンドマイク 3 折りたたみ式リヤカー 1
松河戸公民館 (松河戸区管理)	倉庫等	・脚立大小 1 つ、座布団 9 枚、敷シート、 ・非常用備蓄食品(地域防災組織支援事業補助) 野菜缶 190g 400 個、保存水 500mL 200 個、果実缶 120 個、ビスコ缶 30 個、 ドロップ 20 缶
(松河戸区管理)	災害準備積立金	—

協力施設 機材

管理者	機材	機材の場所
消防本部 (消防救急課管理)	街頭消火器	松河戸町道路に面した野外 概ね 15 世帯に 1 本の割合で、ABC 粉末消火器を配置 (現在松河戸区に計 51 本配置)
春日井市 AED 設置 登録事務所(近隣)	AED	24 時間貸出 王子製紙(王子町)、ホテルプラザ勝川(松新町) 消防署南出張所(下条町)、 南部ふれあいセンター(下条町)、かすがいげんきっ子センター(勝川町) 営業時間貸出 道風記念館(松河戸町)、(株)M&M ソリューションズ(松河戸町)、(株)マルト水谷(松河戸町)、(株)古川電機製作所(松河戸町)、ジェーピー(松河戸町)、 (株)長谷川工務店(松河戸町) 小野小学校(小野町)、小野保育園(小野町)

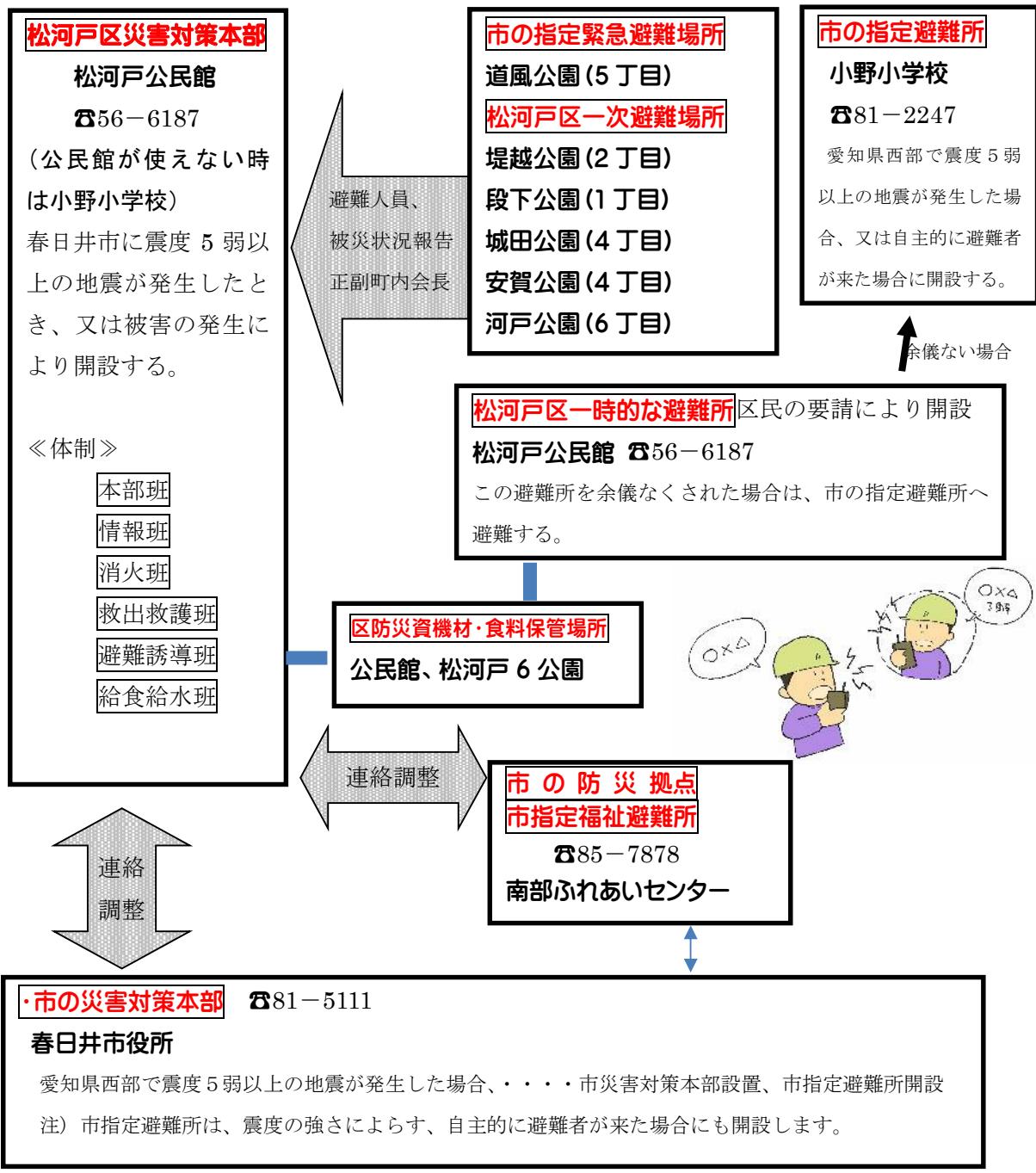


※備蓄資器材等の充実に努める。

5 防災ネットワーク

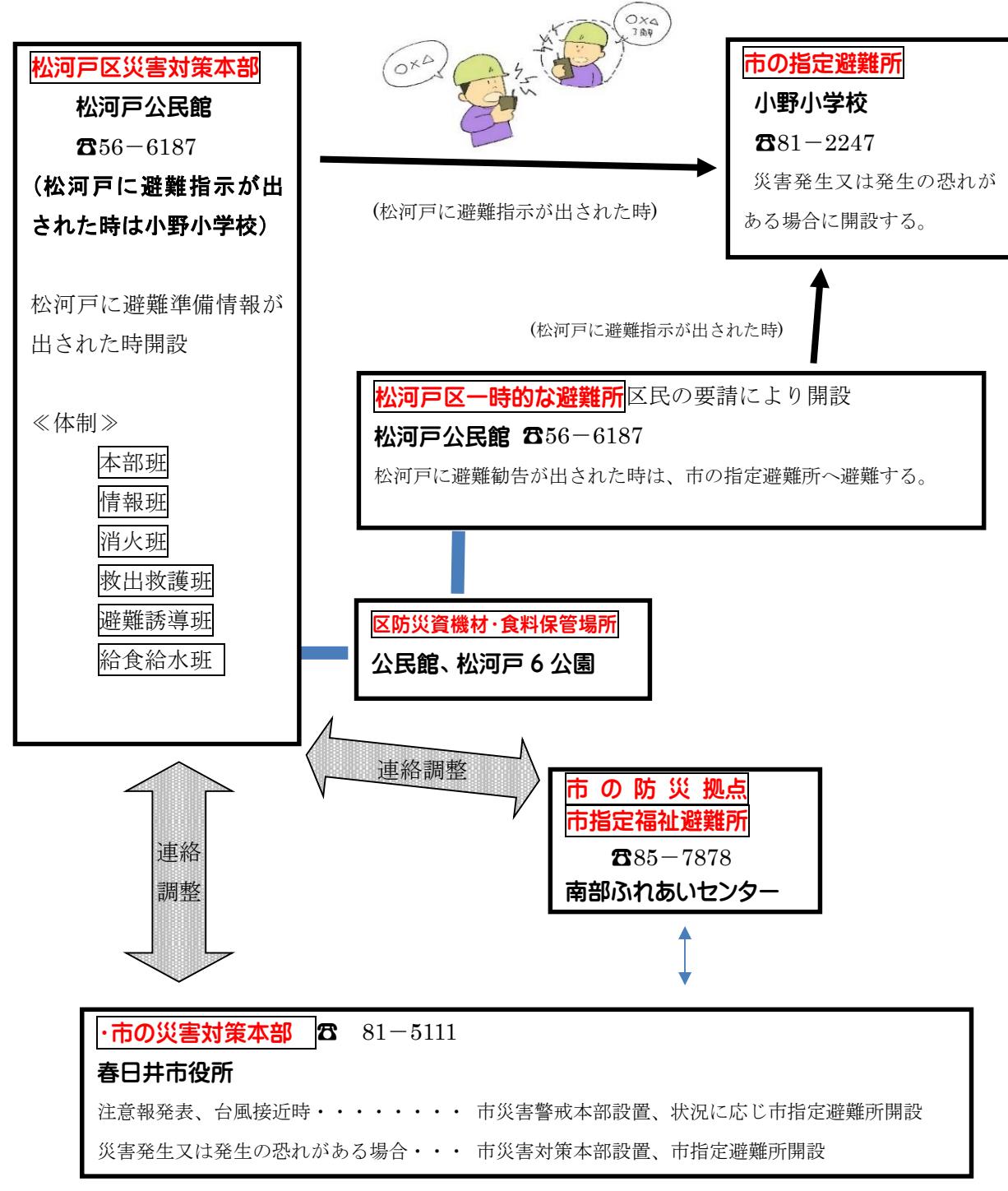
(1) 地震時

○ 松河戸公民館(区災害対策本部)を中心として、道風公園(市指定緊急避難場所)、他5公園(区一次避難場所)、また、小野小学校(市指定避難所)、南部ふれあいセンター(市の防災拠点・福祉避難所)、市災害対策本部とを結び、防災ネットワークを形成し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。



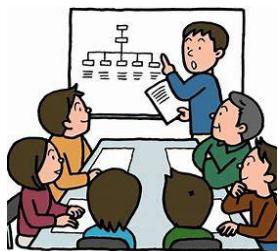
(2) 風水害時

- 松河戸公民館(区災害対策本部)を中心として、小野小学校(市指定避難所)、南部ふれあいセンター(市の防災拠点・福祉避難所)、市災害対策本部とを結び、防災ネットワークを形成し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。
- ※ 庄内川が決壊する恐れのある場合は、松河戸公民館、南部ふれあいセンターは浸水するので使えない。
小野小学校も浸水するが、2階以上を区災害対策本部、市指定避難所として使用する。



6 松河戸区自主防災組織(自主防災会)の役割分担

次のとおり班体制と役割分担を定める。なお、事務局は松河戸公民館とする。



一応、班長は定めているものの、災害時に担当者が集合できるとは限りません。

参考した人の中から、またその時の状況によって、班長や役割分担を決めることになります。

また、緊急を要する事態においては、全員で対応することもありますので、どこの班にでも、対応できるようにしておく必要があります。

(1) 活動班体制と役割分担

班名		班長	構成員	災害時の活動	平常時の活動
本部班		区長 災害対策本部長	顧問 副区長 民生委員	市との連絡調整 各班の調整・指導 避難所の運営	防災計画や訓練計画の作成
活動班	情報班	区会 会計	区民参集者	被害等の情報の収集 及び伝達	防災知識の普及
	消火班	区会 保全	区民参集者	初期消火の実施	出火防止の啓発
	救出救護班	区会 福祉	区民参集者	負傷者等の救出及び 救護活動	救出及び応急手当方法の 習得
	避難誘導班	区会 書記	区民参集者	避難誘導の実施	避難計画の作成及び周知
	給食給水班	区会 遺跡保存	区民参集者	炊き出し及び給水	非常食の家庭備蓄の広報

(2) 地域班と役割

松河戸の6つの公園を中心に班を置き、防災器具庫の管理等を行う。

班名		班長	構成員	災害時の活動	平常時の活動
段下班	1 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	
堤越班	2 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	
城田班	3 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	
安賀班	4 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	
道風班	5 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	
河戸班	6 丁目町内会長	区民参集者	防災器具庫からの搬出	防災器具庫の管理	

(3) 各活動班の役割

① 本部班



【平常時】

- ・本防災マニュアルの進行管理、訓練計画の作成
- ・有資格者などの名簿の作成、協力体制の確立
- ・災害時要援護者避難支援制度の管理、運用

【災害時】

- ・被災者からの相談や問い合わせ等の相談窓口
- ・各活動班への指示、有資格者への協力依頼
- ・市の指定避難所に避難した場合の避難所における取りまとめ
- ・避難所での性別に配慮した運営（トイレ、更衣室、授乳室、相談係等）
- ・高齢者、障がい者など要配慮者に対する配慮
- ・区内全域の被害状況など情報全般の把握、市災害対策本部や各町内会への情報の伝達

【市災害対策本部への連絡・報告項目】

No	連絡・報告項目	No	連絡・報告項目
1	避難者数	5	不足飲料水数
2	負傷者数（死傷者含む）	6	不足資機材数
3	被害状況（道路・倒壊家屋等）		
4	不足食糧数		

② 情報班



【平常時】

- ・区民への防災知識の普及

【災害時】

- ・各町内の被害状況の把握、情報の収集・伝達、被害概況調査の実施
- ・情報収集の内容：けが人情報、建物被害、道路状況、避難状況など
- ・収集した情報の本部班への報告

③ 消火班



【平常時】

- ・区民への出火防止の啓発、消火資機材の確認、区民への消火訓練の実施

【災害時】

- ・初期消火の実施

④ 救出救護班



【平常時】

- ・区民への救出及び応急手当の方法の普及、区民への救出・応急手当訓練の実施

【災害時】

- ・負傷者等の救出及び救護活動

⑤ 避難誘導班



【平常時】

- ・避難計画（避難経路や一次避難場所の公園の設定等）の作成及び周知

【災害時】

- ・避難誘導の実施
- ・市災害時要援護者避難支援制度による要配慮者の避難支援状況の把握

⑥ 給食給水班



【平常時】

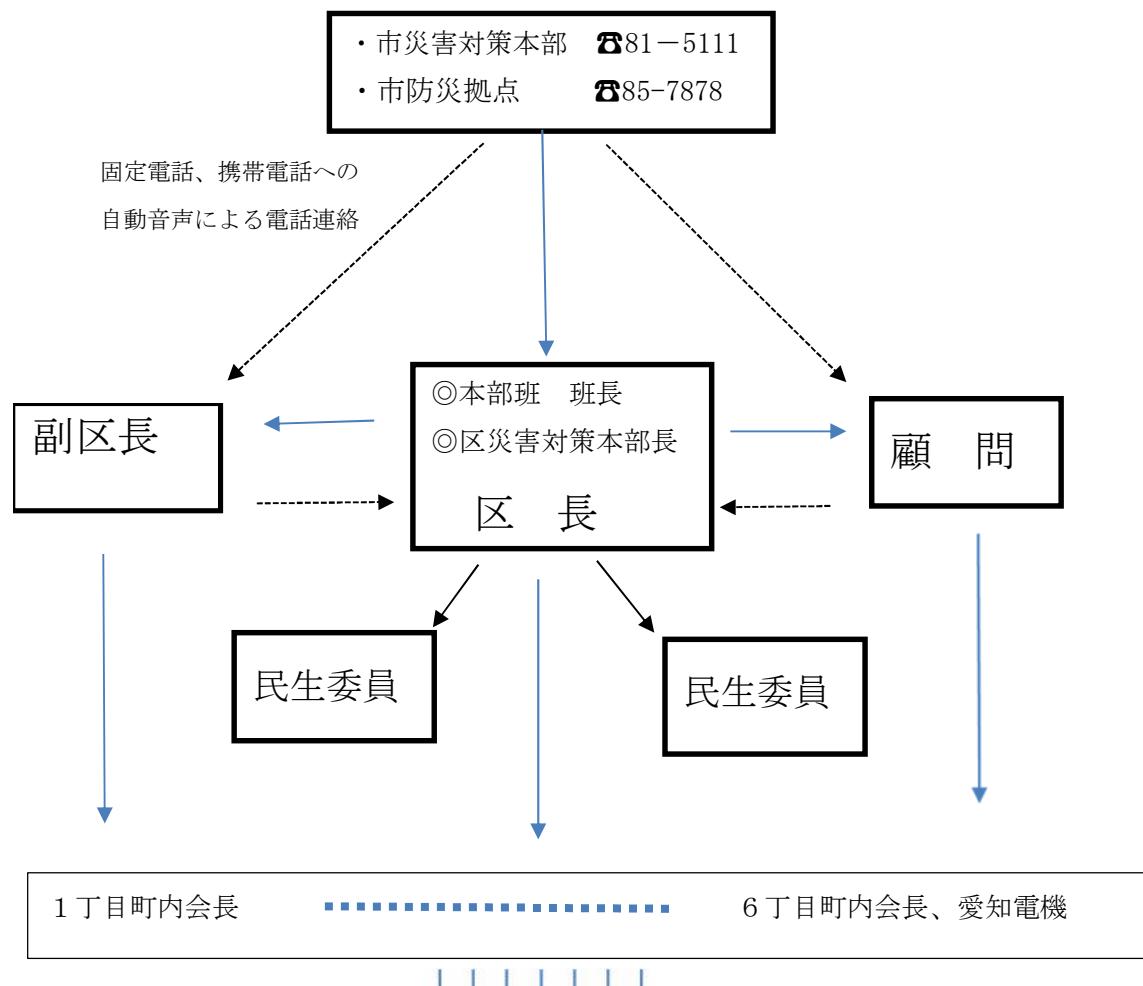
- ・非常食の家庭備蓄の広報

【災害時】

- ・炊き出し及び給水（資機材の準備を含む）
- ・食糧・飲料水の必要数の把握、本部班への調達依頼連絡
- ・乳幼児に対する粉ミルクや離乳食などの配慮

7 緊急連絡網

毎年作成される「区役員緊急連絡網」「各町内会の連絡網」を、このページに貼って利用ください。



町内会長は、副町内会長に連絡するとともに、副町内会長と協力して、毎年作成する「各町内会の連絡網」に基づいて、町内の各組長へ連絡する。

- (注意) • 不在の場合は、不在の人が架けるべき先へ連絡して回していく、後でもう一度不在者に連絡を取ること。
- 区役員は、年度当初に配布される「区役員緊急連絡網」を、ここに貼り付ける。

第2章 地震編

1 平常時からの備えや準備

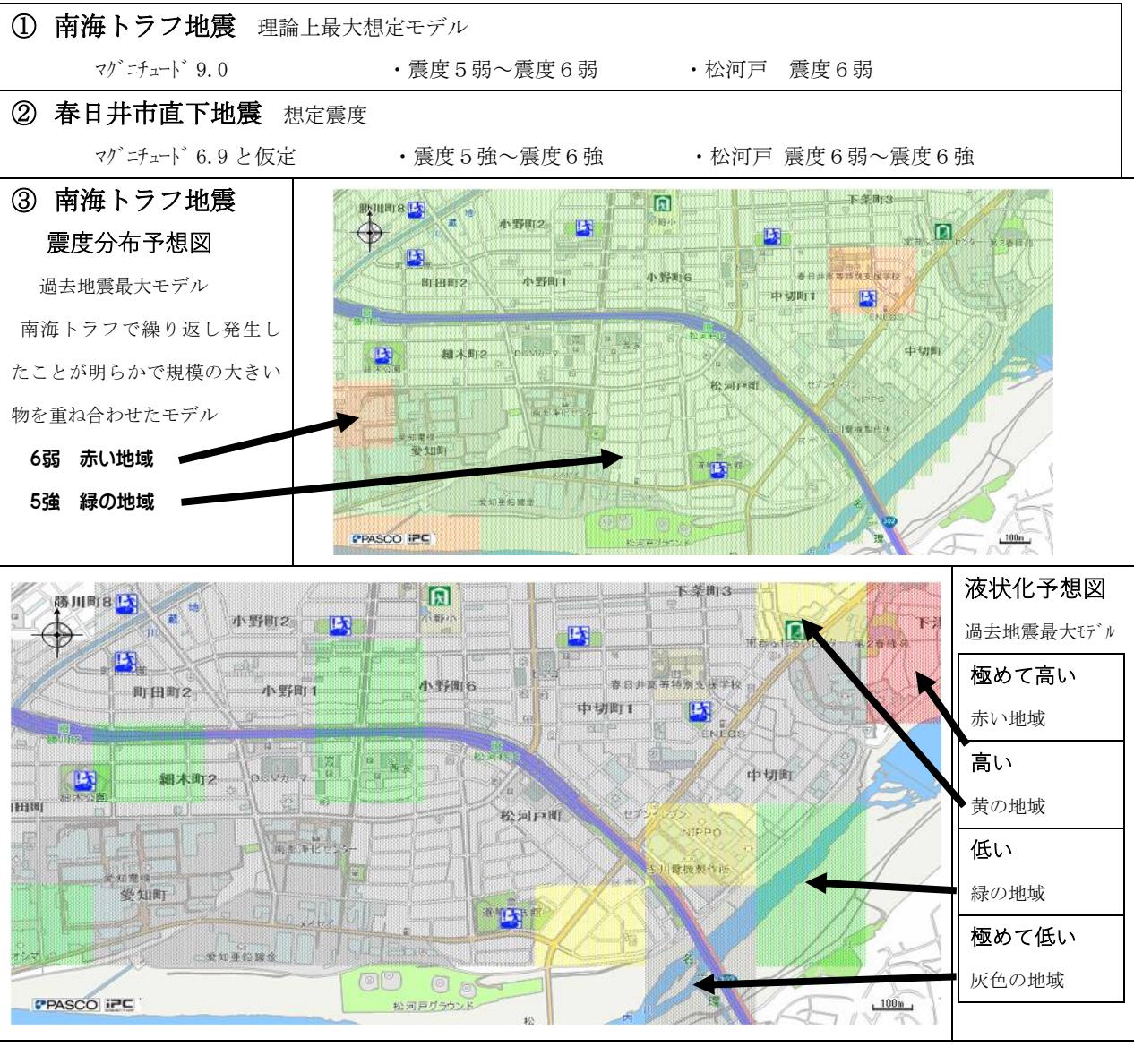
(1) 現状と対策

春日井市作成の地震防災マップから、松河戸地区が含まれる春日井市南西部は、地盤が軟弱で地震の揺れが北東部に比べ大きいことが分かります。

春日井市では、最大モデルの地震①②③の3ケースを想定して、住宅の耐震診断、耐震改修費、耐震シェルタの補助、避難所の充実など対策を講じています。

○ 地震の規模(春日井市地震防災マップより) (道風くんの春日井マップ防災情報より)

想定されている地震の規模については下記のとおりです。



人の体感・行動

震度5弱	物につかまりたいと感じる
震度5強	物につかまないと歩くことが困難
震度6弱	立っていることが困難
震度6強・7	立っていられない。はわないと動けない。とばされることもある。

最近の大地震の大きさ

平成23年3月	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	震度7マグニチュード9
平成28年4月	熊本地震	震度7の揺れを2回マグニチュード6.5と7.3
平成30年9月	北海道胆振東部地震	震度7マグニチュード6.7

(2) 情報の収集

災害時に直面したら、まず正確な情報を知る必要があります。地震災害時の情報を知る手段としては下記のようなものがあります。

① 春日井市安全安心情報ネットワーク(事前登録)

情報配信登録者のパソコンや携帯電話にメール配信を行います。

「安全安心情報」「気象情報」「消防情報」の3つの情報を選択して登録できます。配信登録をした人へ、パソコンや携帯電話にメールで配信します。

携帯電話からの登録 <https://service.sugumail.com/kasugai/>

パソコンからの登録 <http://service.sugumail.com/kasugai/member/>

② 春日井市緊急情報サイト

地震、台風、豪雨などにより災害対策本部が設置された際、緊急情報を掲載します。

<http://www2.city.kasugai.lg.jp/EMG/>

③ その他の市の災害情報伝達方法

防災行政無線による伝達・広報車による伝達(市が消防団と連携して伝達)・その他・CATV、区長等への伝達など)

④ 災害用伝言ダイヤル 171



災害の発生により、電話などがつながりにくい状況になったときに提供が開始される「声の伝言板」です。被災地の人が録音した安否などに関する情報をほかの地域の人が聞いたり、ほかの地域の人から被災地の人へメッセージを送ったりすることができます。

使い方 「171」にダイヤル⇒音声 案内に従って録音または再生

(3) 日頃からの備え

① 非常持出品や非常備蓄品を備えよう。

災害発生時、特に大規模地震発生直後の数日間は、自力で生活することになるかもしれません。何をどれだけ準備しておけばよいか、家族で話し合ってみましょう。

非常持出品の例 非常備蓄品の例 (地震防災マップから)

防災用品チェックリスト Emergency Kit Checklist

▶特に重要な物を、持ち運びしやすいサイズにまとめておきましょう。



② 家族会議を開こう。

非常持出品の種類、その自宅内の置場所、避難する場所、家族間の連絡方法などをあらかじめ決めておきましょう。

③ 寝る場所を考えよう。

倒れた家具により、負傷したり逃げ遅れる可能性があります。特に寝室や、子ども、高齢者などの部屋には、倒れそうな家具を置かないようにしましょう。

④ 家具の転倒や落下を防止する対策をとろう。

転倒防止金具で、家具と壁を固定・重ね留め家具で、家具同士を固定・開放防止器具で、引き出しや扉が開かないように・重い物を下、軽い物を上に収納・家具の下に転倒防止板を挟むなどしましょう。

⑤ ガラスの飛散防止をしよう。

飛散防止フィルムを貼り、ガラスの飛散を防ぎましょう。万が一、ガラスが飛散した場合に備え、スリッパを準備しておきましょう。

⑥ 住宅などの耐震化をしよう。

阪神・淡路大震災の死者のうち約8割が、住宅の倒壊や家具の転倒による圧迫・窒息によるものでした。昭和56年(1981年)の建築基準法改正以前の建物は、専門家による耐震診断を受け、必要があれば耐震改修を行いましょう

耐震診断、耐震改修などへの助成制度

詳細の問合せ先は、春日井市総務部市民安全課 電話 (0568) 85-6072 へ

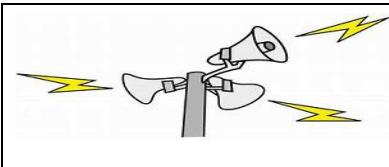
⑦ 防災訓練に参加しよう。

市では、9月1日の防災の日を中心に行われる防災週間に合わせ、8月の最終日曜日に市総合防災訓練として、市民、行政、ライフライン機関などの関係機関による、総合的な防災訓練を行っています。実施場所は、市を西部、中部、東部として3ブロックに分けて順番に回っています。近くで行われる時は、ぜひ参加してください。

また、松河戸区でも令和元年度から防災訓練を実施します



2 災害時の避難行動



地震が起ります、地震が起きました。
その時私たちはどのような行動をとればよいのでしょうか。
順を追ってみていきます。

(1) 緊急地震速報がでたら

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到着時刻や震度を想定し、可能な限り素早く知らせるために発表されます。(ただし間に合わない場合もあります。)

テレビ、ラジオ、携帯、消防放送などでおくられてきますので、緊急地震速報を聞いたら

- ・ 丈夫な机の下などに隠れ身を守る。
- ・ ブロック塀など、倒れたり、落ちてきたりするものから離れる。

(2) 揺れが起きたら

① 【屋内にいるとき】

- ・ 地震の揺れがおさまるまで、机の下などで身を守る。
- ・ 台所で火を使用していた場合は、落ち着いて火を消す。
- ・ 転倒した家具や物、飛散したガラスに気をつけ、周囲を確認する。
- ・ 窓や戸を開け、出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。



まず身を守る → 落ち着いて → 出口を確保する → 揺れが収まってから

② 【屋外にいるとき】

- ・ 狹い路地等ではなく、開けた所へ移動する。
- ・ ブロック塀、自動販売機など倒れてきそうなものから離れる。

③ 【運転中】

- ・ 道の脇に停車して、揺れがおさまるまでは車内で待機
- ・ 車の通行が不可能の場合は、ドアはロックせず、キーは付けたままで待避する。

(3) 揺れがおさまったら

- ・ 自宅が大きな被害を受けた場合は、非常持出品を用意し、一次避難場所や市の緊急避難場所(道風公園)へ、家を出る時は通電火災に注意する。
- ・ 避難場所では、避難者同士で助け合う。必要に応じて市の指定避難所(小野小)に移動する。
- ・ 正しい情報をつかみ、デマに惑わされない。携帯電話の使用は最小限にとどめる。
- ・ 壊れた建物には立ち入らない。また余震が起こるかもしれない注意する。

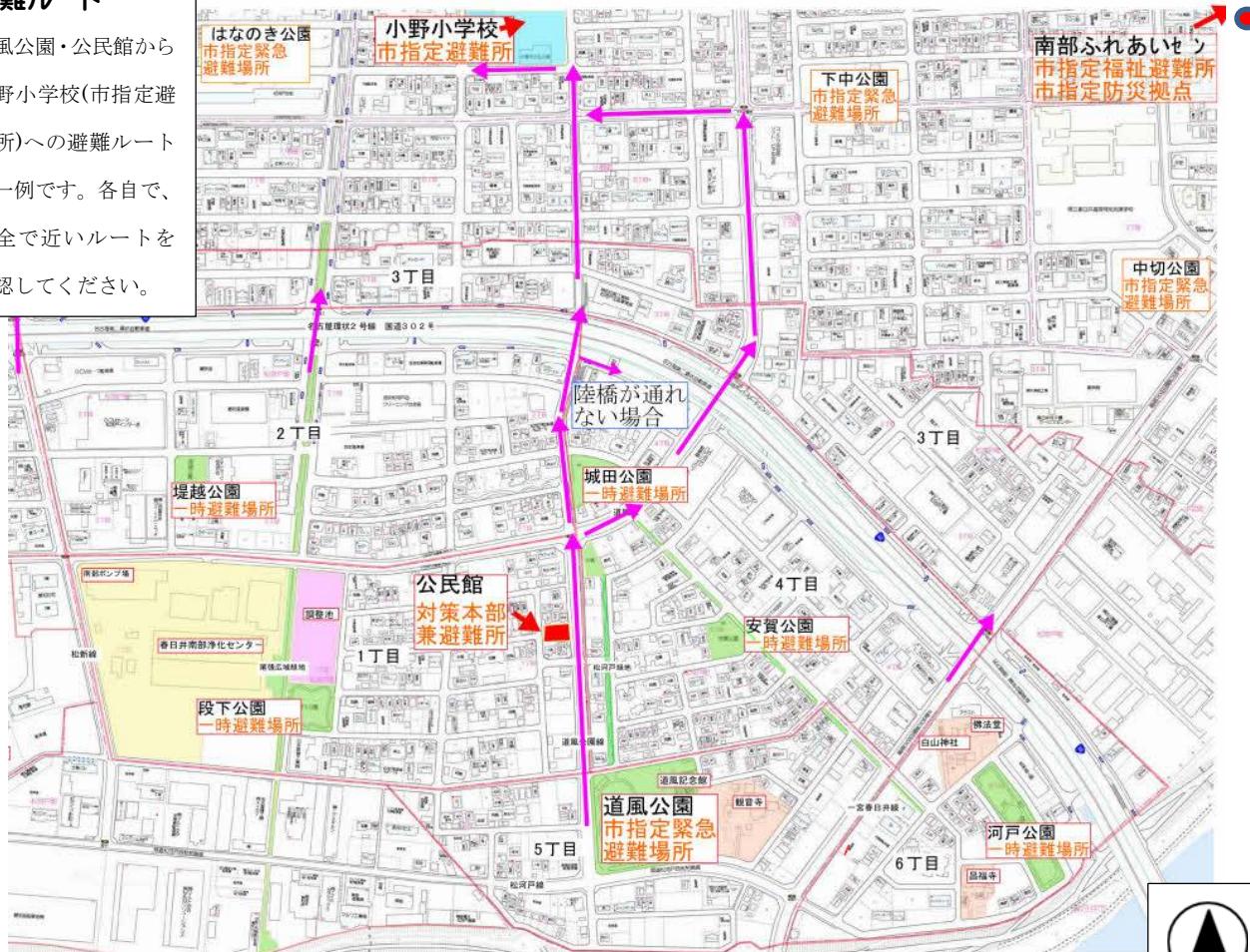
(4) 松河戸区災害対策本部、避難所・避難場所を設置

- ① 春日井市に震度5弱以上の地震が起こった時、区長は区内の避難状況をみて、松河戸公民館に災害対策本部を設置する。
 - ② 各町内会長は、一時避難場所の避難者の数や負傷者の有無、被害状況を確認し、本部長である区長に報告する。急を要する初期消火・負傷者救出は、活動班全員(参集者も含め)で行う。
 - ③ 参集者、避難者の中で対策本部に加わられる者は、活動班の各班長の指示により、「P8 (2)各班の役割」による救援活動等を行う。
- ◎ 避難ルート➡は、通学路を基にした一例です。状況をみて対応しましょう。
- ◎ 避難場所・避難所は特に定めはありません。他の地区の避難場所や、家の近くの安全な場所に避難しましょう。

区分	当地区施設名	区分	当地区施設名
松河戸区災害対策本部	松河戸公民館	市緊急避難場所	道風公園
松河戸区一時の避難所	松河戸公民館	一次避難場所	堤越公園
市指定避難所	小野小学校	一次避難場所	段下公園
市指定福祉避難所	南部ふれあいセンター	一次避難場所	城田公園
市防災拠点	南部ふれあいセンター	一次避難場所	安賀公園
		一次避難場所	河戸公園

避難ルート

道風公園・公民館から小野小学校(市指定避難所)への避難ルートの一例です。各自で、安全で近いルートを確認してください。



3 災害時の対応フロー(まとめ)

状況	市、消防、自衛隊等(公助)	松河戸区自主防災組織(共助)	区民個人(自助)
第1段階	・緊急地震速報がでる。		・落ち着いて安全行動をとる。
	・揺れが起こる		・まず、身を守る。 ・落ち着いて、火を消す。
	・揺れが収まる。		・家族の安否確認
第2段階	・自主的に避難者が来た時は、市は指定避難所開設	・区民の要望により公民館に一時的な避難所を設置	・自宅に大きな被害を受けた場合は、非常持出品を用意し、一次避難場所や市の緊急避難場所へ、 ・家を出る時は通電火災に注意する。 ・壊れた建物には立ち入らない。また余震が起こるかもしれない注意する。
	・愛知県西部で震度5弱以上の地震が起きた場合。	・市災害対策本部設置、 ・市指定避難所開設	・松河戸公民館に区災害対策本部設置 本部班は集合 ・被害がないか確認する。
第3段階	避難場所に区民避難して来る。		・避難場所の避難者の人数、負傷者有無、被害状況の確認を行う。
第4段階	・火災、負傷者が見つかる。	・救助 ・救援活動	・参集者全員で、急を要する初期消火、負傷者の救出を行う。 ・市の災害対策本部、防災拠点へ救助の要請をする。 ・各班に分かれて、マニュアルに沿って救援活動を行う。
	・人身等の救助活動落ち着く		・安否確認 ・壊れかけた建物には近づかない。
第4段階	・被災復興	・支援活動	・避難所生活 ・避難者の中から選ばれたリーダーのもと、「市職員」や「施設管理者」の支援によって自主運営される。 ・指定避難所には、防災備蓄倉庫があり、分散備蓄を行っているが、十分な量はないので、各自で日ごろの備えをしておく。

地震×モ

第3章 風水害編

1 平常時からの備えや準備

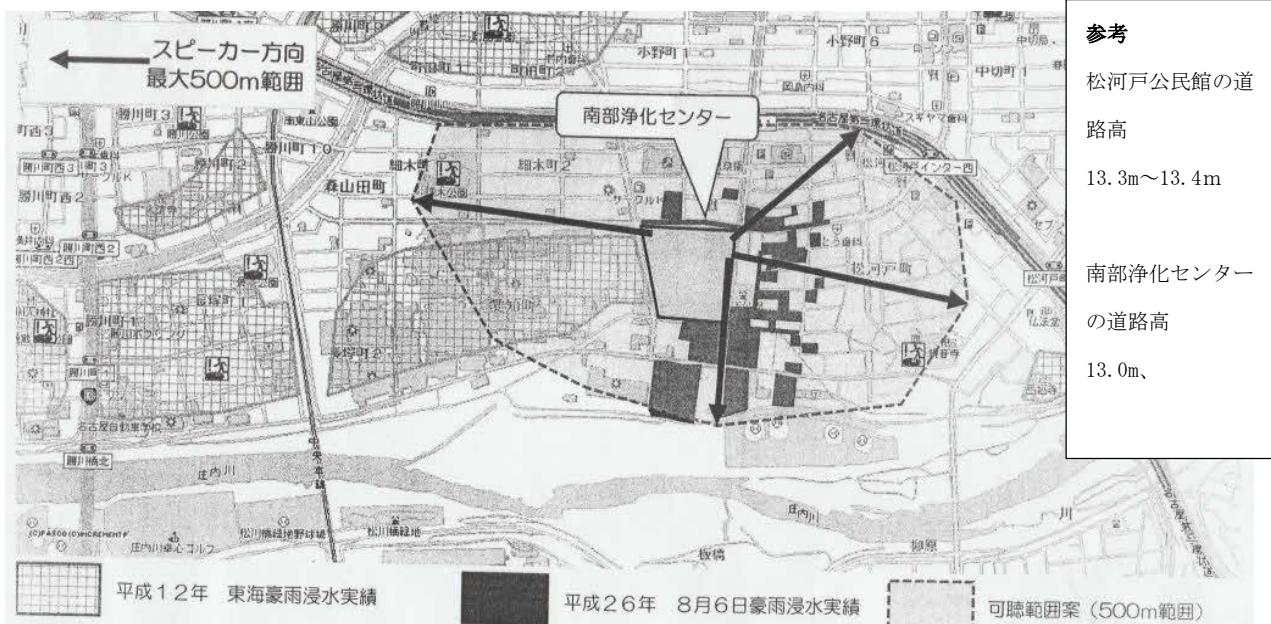
(1) 現状と対策

田畠も多かった頃は、降った雨は徐々に地表に染み込み、ゆっくりと河川に流れ込んでいましたが、区画整理が終わった今は、大量の雨水が側溝や水路を通って、松河戸ポンプ場や調整池に流れ込みます。

雨水はポンプ場から庄内川に流しますが、庄内川の増水によって、雨水を流しきれなくなったり、ポンプの処理能力を超えると浸水被害（内水氾濫）が起きてしまいます。また、側溝などが詰まると、そこから水が溢れ道路に流れ込み住宅に押し寄せます。

また、庄内川についても、区画整理に伴い堤防の補強工事も行われていますが、支流から大量の雨水が流れ込むため、急激に増水し決壊の危険性も大きくなっています。

最近では、平成26年8月の大雨で、松河戸の調整池あたりで浸水や道路冠水がありました。これは、ポンプ能力を超えた雨量と側溝などの詰まりなどによる浸水被害といえます。



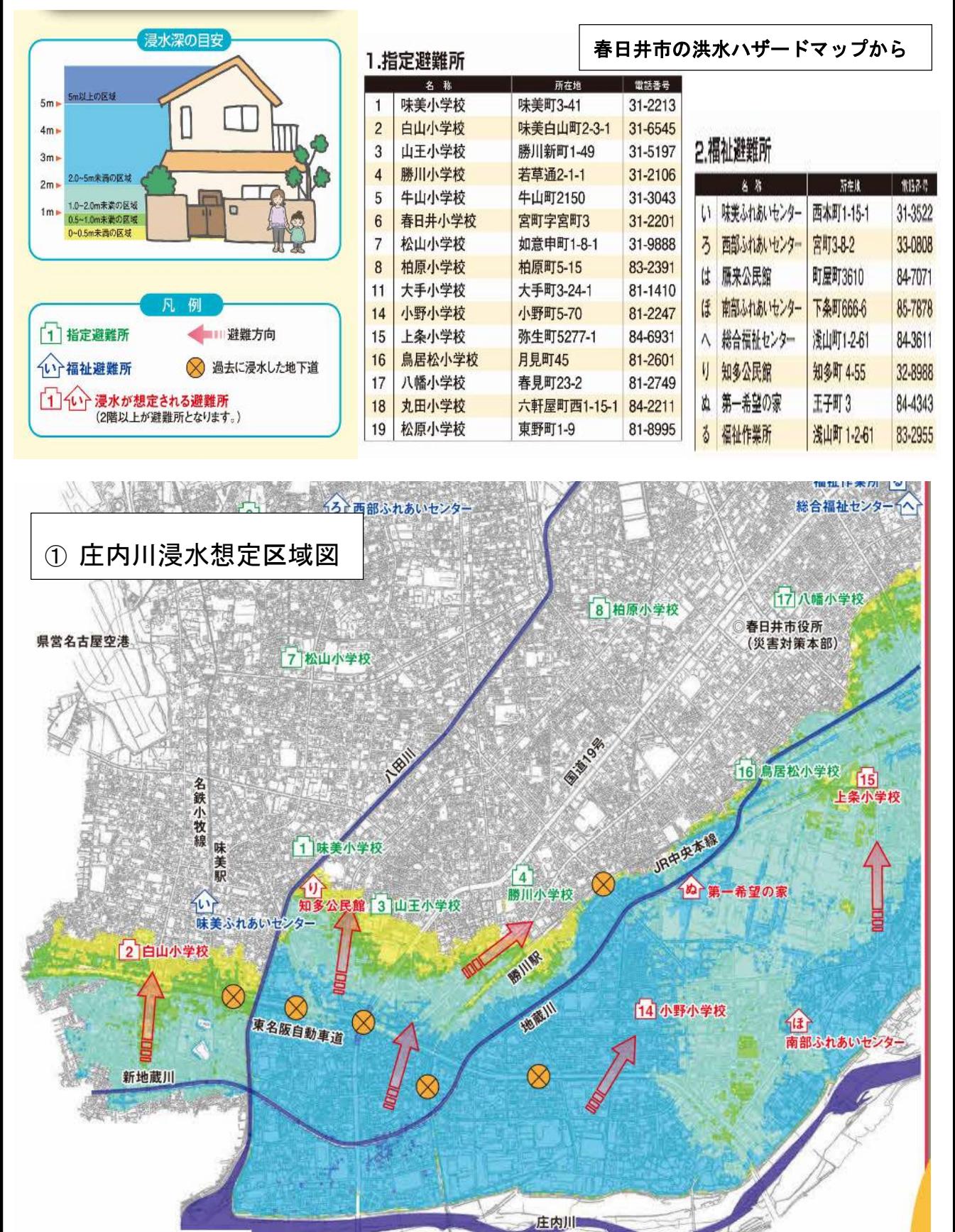
○ 松河戸区としては、市に対策を要望し、回答(平成29年2月)は下記のとおりです。

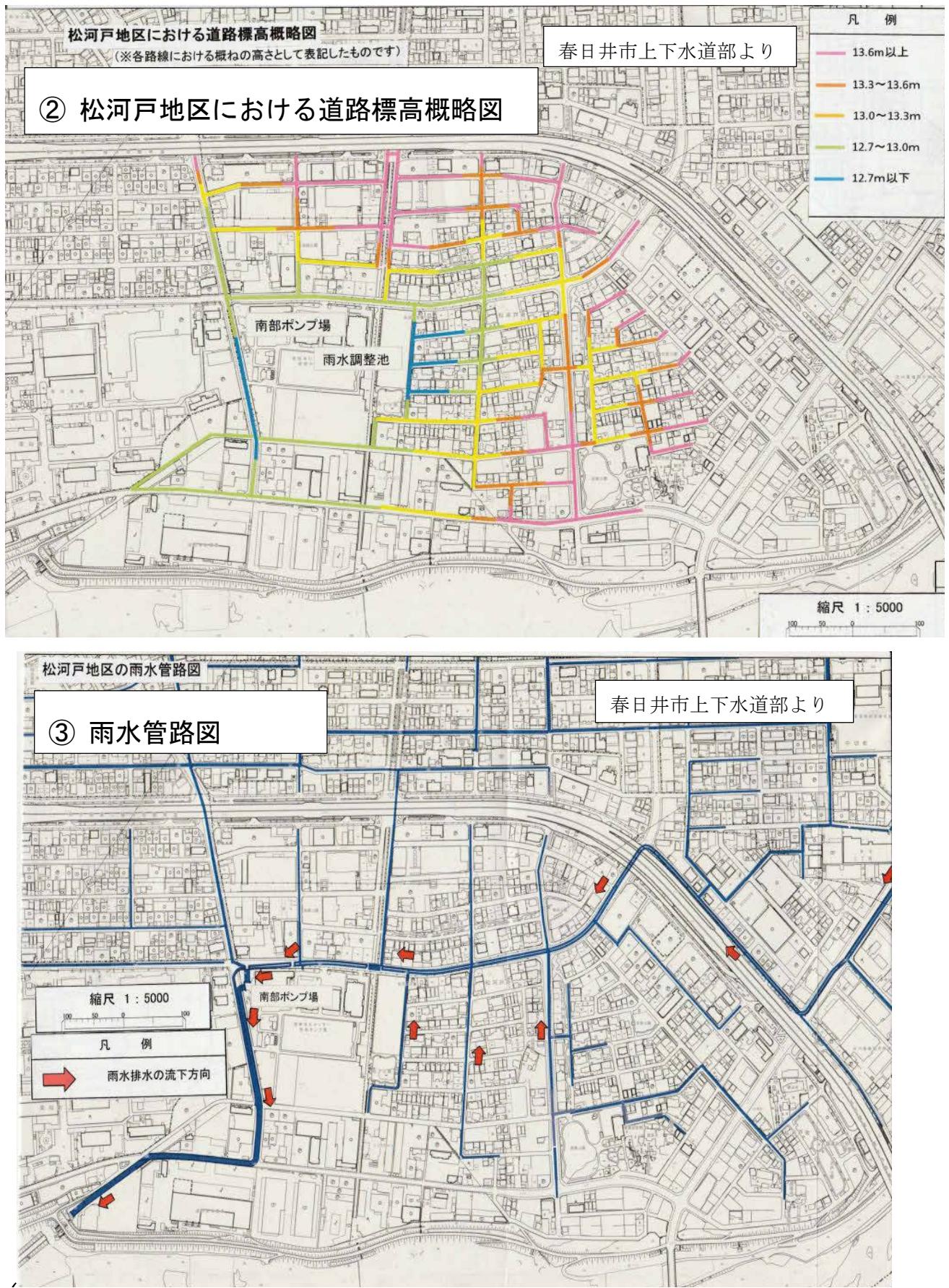
- ① 市では、下水道計画において、市内全域で 63mm/h に対応できるよう整備を進めている。
- ② 松河戸地区では、ポンプの増設が高い効果がえられることから、2期整備として南部ポンプ場増設を行っている。ポンプ台数4台から7台へ、処理能力は今の2倍、14.5m³/秒から29.0m³/秒、31年4月ポンプの増設完了
- ③ 26年度に暫定的に素掘りの雨水調整池(約8千m³)の整備を行った。
- ④ 上条地区も松河戸排水域に含まれることから、30年度より公共下水道の整備を予定している上条地区の整備の状況を見極めつつ既存施設の効率的な活用(中切養護学校 (6千m³)を行っていく。

○ この回答を受け、平成29年8月に更に松河戸区として下記の3つの要望を出しています。

現在進行中の南部ポンプ場増設工事とも併せて、①雨水調整池(約8千m³)の本格的工事による保水力アップ、②上流の既存雨水調整池活用、③松河戸区の公園内による雨水調整池の敷設の要望書を出しております。

① 庄内川浸水想定区域図、②松河戸地区における道路標高概略図、③雨水管路図





(2) 情報の収集

台風、風水被害については、地震と違い、ある程度気象予報について予想がつきます。情報を収集し万全の対策をとることが必要です。

松河戸地区の水害被害については、①庄内川の決壊により松河戸全域が水没する。②ポンプ場の処理能力を超えた大量の雨により、貯水池周辺が浸水する。③地蔵川が氾濫し国道302号線の北側(3丁目の西)が浸水する。の3パターンが考えられます。正確な情報を収集し早めの避難をお願いします。

① 市安全安心情報ネットワーク(事前登録)

情報配信登録者のパソコンや携帯電話にメール配信を行います。

「安全安心情報」「気象情報」「消防情報」の3つの情報を選択して登録できます。配信登録をした人へ、パソコンや携帯電話にメールで配信します。

携帯電話からの登録 <https://service.sugumail.com/kasugai/>

パソコンからの登録 <http://service.sugumail.com/kasugai/member/>

② 春日井市緊急情報サイト

地震、台風、豪雨などにより災害対策本部が設置された際、緊急情報を掲載します。

また、現在の川の水位情報、雨量情報、気象情報が見られます。

<http://www2.city.kasugai.lg.jp/EMG/>

③ 春日井市洪水ハザードマップ

洪水に備えての注意点等の情報が見られます。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/machi/haisui/hazardmap/index.html>

④ 春日井市河川水位観測システム

庄内川、地蔵川等の現在の水位が見られます。

<https://kasugai.keikai.jp/top>

(庄内川氾濫基準)

⑤ その他の市の災害情報伝達方法

防災行政無線による伝達・広報車による伝達(市が消防団と連携して伝達)・南部浄化センター外部放送設備からの放送・その他・CATV、区長等への伝達など)

⑥ 災害用伝言ダイヤル 171



災害の発生により、電話などがつながりにくい状況になったときに提供が開始される「声の伝言板」です。

被災地の人が録音した安否などに関する情報をほかの地域の人が聞いたり、ほかの地域の人から被災地の人へメッセージを送ったりすることができます。

使い方 「171」にダイヤル⇒音声 案内に従って録音または再生

(3) 日頃からの備え

① 非常持出品や非常備蓄品を備えよう。

災害発生時、特に大規模地震発生直後の数日間は、自力で生活することになるかもしれません。何をどれだけ準備しておけばよいか、家族で話し合ってみましょう。

非常持出品の例 非常備蓄品の例



② 家族会議を開こう。

非常持出品の種類、その自宅内の置場所、避難する場所、家族間の連絡方法などをあらかじめ決めておきましょう。

③ 日頃から大雨や洪水に関する気象予報の情報入手を行う。

2 非常時の避難行動

	台風が近づいています。大雨警報が出ています。 その時私たちはどのような行動をとればよいのでしょうか。順を追ってみていきます。
---	--

(1) 気象予報の情報入手(警報が出たら)

風水害による死傷の原因には、見回り中に強風にあおられたり屋根の修理中に足を滑らせ落下するなどがあります。台風などによる集中豪雨や大雨注意報・警報が発令された時には、外出を控え屋内に避難するようにしましょう。

■気象予警報の発表基準■

気象情報の種類	警報発表基準	注意報発表基準
大雨(浸水害)・洪水	1時間雨量 60mm以上	1時間雨量 30mm以上
暴風	平均風速 20m/s 以上	平均風速 13m/s 以上
記録的短時間 大雨情報	1時間雨量 100mm以上	

特別警報が発表される時は、尋常でない大雨等が予想されています。ただちに命を守る行動をとって下さい

(2) 避難を行う準備、行動(市から避難に関する情報が出たら)

- ① 市からの避難に関する情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))があった場合は、自分の地域が該当しているか、登録しておいた市の安全安心情報ネットワークのメール配信内容やテレビ、ラジオなどで確認する。
- ② 土のう積み、避難行動の準備をする。(非常持出品等の準備)
- ③ 避難に関する情報で自分の地域が該当している場合や、身の危険を感じた場合は、非常持出品を用意し、市の指定避難所へ避難する。

河川(庄内川)の水位情報 (庄内川氾濫基準)

国土交通省 志段味水位観測所

守山区中志段味申新田 対岸 春日井市大留町

水位標のゼロ点高 23.0m(標高)

水位名称(庄内川)	警戒レベル	避難情報	参考となる情報	みなさんの行動
はん濫の発生 	5(市が発令)	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報	直ちに身の安全を確保
はん濫危険水位(6.40m)	4(市が発令)	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	危険な場所にいる人は全員避難
避難判断水位(5.90m)	3(市が発令)	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨警報	危険な場所にいる高齢者などは避難 その他の人は避難の準備や必要に応じ、自主的に避難
はん濫注意水位(4.60m)	2(気象庁発表)	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	ハザードマップなどで災害リスクや避難方法を確認
水防団待機水位(3.40m)	1(気象庁発表)	早期注意情報		災害への心構えを高める

当地区的避難情報は、庄内川氾濫の恐れがある場合に出されます

- ・春日井市緊急情報サイト <http://www2.city.kasugai.lg.jp/EMG/>
- ・春日井市河川水位観測システム <https://kasugai.keikai.jp/top>

(3) 松河戸区災害対策本部、避難所を設置

① 避難準備・高齢者等避難開始情報が出されたら

- ・松河戸区に「避難準備・高齢者等避難開始情報」が出されたら、区長は松河戸公民館に災害対策本部を設置する。
- ・区民から松河戸公民館に避難所設置の要請が出されたら、区一時的避難所を開設する。
- ・区長は、連絡網で情報伝達
- ・高齢者及び避難行動要支援者への避難開始支援、小野小学校(市指定避難所)へ
- ・住民への避難準備の呼びかけ、危険だと思ったら早めの避難

② 避難勧告が出されたら

- ・松河戸区に避難勧告が出されたら、区長は、連絡網で情報伝達
- ・住民への避難の呼びかけ(拘束するものではない)
- ・公民館(一時的避難所)に集合し、集団で小野小学校(市指定避難所)へ移動
- ・避難所へ避難することがかえって危険を伴うと判断される場合は、屋内の高い所や近隣の頑丈な建物の上層階へ避難するなど、身の安全を確保する。

③ 避難指示(緊急)が出されたら

- ・松河戸区に避難指示が出されたら、区長は、連絡網で情報伝達
- ・住民への避難の呼びかけ(危険が目前に迫っており、避難勧告より強制力が強い)
- ・対策本部を公民館から小野小学校(市指定避難所)へ移す。
- ・避難所へ避難することがかえって危険を伴うと判断される場合は、緊急に屋内の高い所や近隣の頑丈な建物の上層階へ避難するなど、身の安全を確保する。

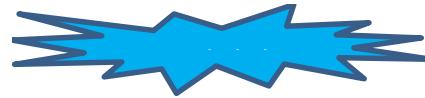
(注意)

上記はあくまで目安であり、自身で危険だと判断すれば情報を待たず適切な行動をするようにしましょう

風などにより家の倒壊が心配な方は早めに市指定の避難所(小野小学校等)へ避難ください。また区民の要請により松河戸公民館を一時的避難所として開設しますが、市から避難勧告が出された場合は、小野小学校へ避難をお願いします。避難指示がでれば、松河戸区災害対策本部も小野小学校に移します。

当地区の避難情報は、庄内川氾濫の恐れがある場合に出されます。

庄内川氾濫。



④ 庄内川決壊したら

参集者、避難者の中で災害対策本部に加わられる者は、活動班の各班長の指示により、「P8(2)各班の役割」による救護活動等を行う。

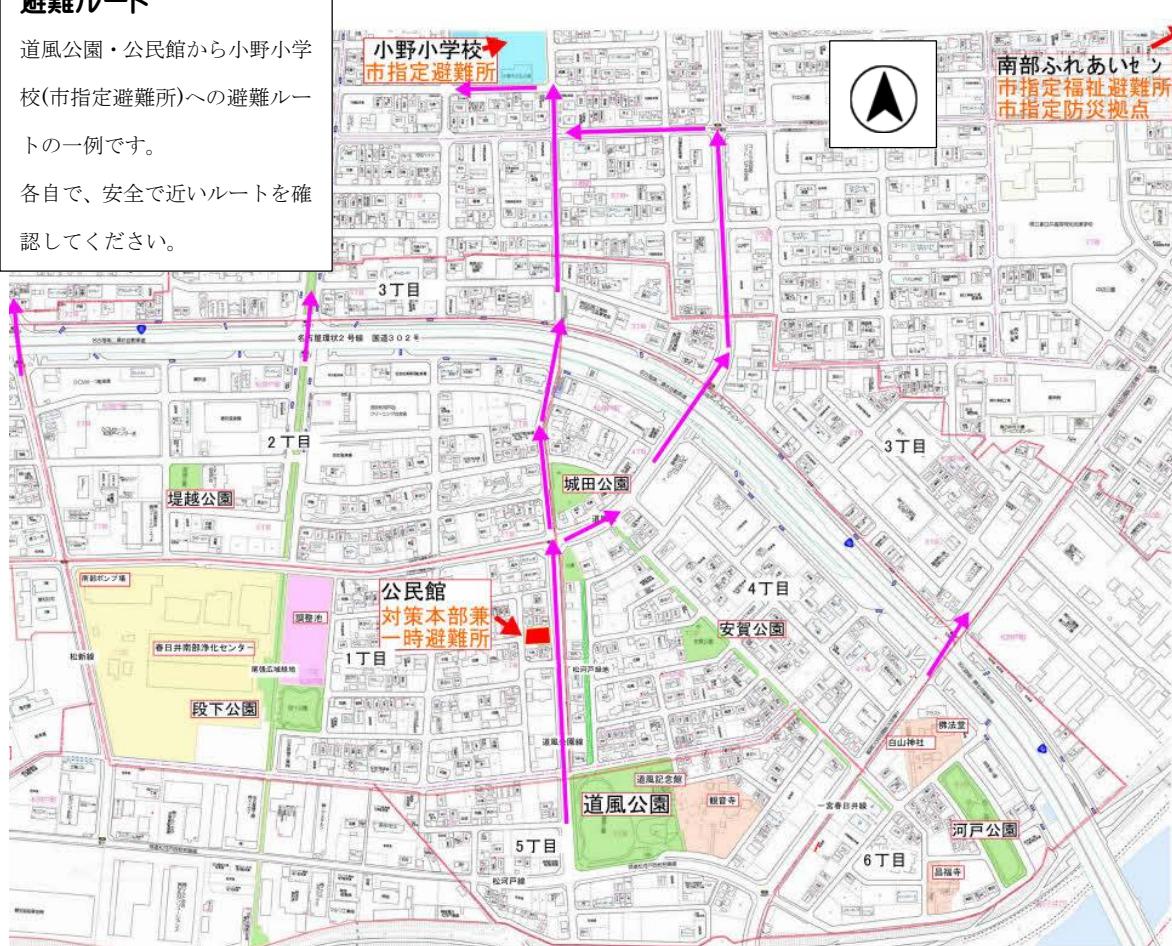
- ◎ 避難ルート は、通学路を基にした一例です。状況をみて対応しましょう。
- ◎ 避難場所・避難所については、特に定めはありません。他の地区でも家の近くの安全な場所に避難しましょう。

区分	当地区施設名	庄内川決壊	備考
松河戸区災害対策本部	松河戸公民館	浸水(使用不可)	避難指示時は小野小へ移動
松河戸区一次的避難所	松河戸公民館	浸水(使用不可)	避難勧告時は小野小へ移動
市指定避難所	小野小学校	浸水(2階を使用)	
市指定福祉避難所	南部ふれあいセンター	浸水(2階を使用)	
市防災拠点	南部ふれあいセンター	浸水(2階を使用)	

避難ルート

道風公園・公民館から小野小学校(市指定避難所)への避難ルートの一例です。

各自で、安全で近いルートを確認してください。



3 非常時の対応フロー(まとめ)

	状況	市、消防、自衛隊等(公助)	松河戸区自主防災組織(共助)	個人(自助)
第1段階	・台風などによる集中豪雨や大雨警報が発令 危険レベル2注意	・災害対策本部設置 ・避難所開設	・区民の要請があれば、松河戸公民館に一時的避難所設置 (避難勧告がでれば小野小学校へ移る)	・外出を控え屋内に避難する。 ・風などで自宅が倒壊する恐れがあれば、市指定避難所又は区一時的避難所へ避難する。
第2段階	庄内川 避難判断水位(5.90m) 危険レベル3警戒	・松河戸に 避難準備・高齢者等避難開始情報報出る	・松河戸公民館に災害対策本部設置 ・住民への避難準備の呼びかけ、高齢者及び避難行動要支援者への避難開始支援、小野小学校(市指定避難所)へ	・不要不急の外出はしない。 ・高齢者及び避難行動要支援者避難所へ。(ただし、風水がはげしい時は屋内の高いところや近隣のビルへ)
第3段階	庄内川の決壊の恐れが出る。 危険レベル4危険	・松河戸に 避難勧告	・住民への避難の呼びかけ、 ・公民館(一時避難所)に集合し、集団で小野小学校(市指定避難所)へ移動 (ただし、風水がはげしい時は屋内の高い所や近隣のビルへ)	・公民館(一時避難所)に集合し、集団で小野小学校(市指定避難所)へ避難 (ただし、風水がはげしい時は屋内の高い所や近隣のビルへ)
第4段階	庄内川 はん濫危険水位(6.40m) 危険レベル4危険	・松河戸に 避難指示	・区民の避難確認 ・災害対策本部を公民館から小野小学校(市指定避難所)へ移す	危険が迫っているので、隣近所協力し合って、緊急に非常持出品を持って避難する。 (ただし、風水がはげしい時は屋内の高い所や近隣のビルへ)
第5段階	危険レベル5 庄内川決壊	救助 救援活動	・各班に分かれ、マニュアルに沿って救援活動を行う。 ・市の災害対策本部、防災拠点へ救助の要請をする。	松河戸区対策本部に加わられる者は加わる。
	・人身等の救助活動 落ち着く		・被害状況確認 ・市災害対策本部への連絡(避難者、負傷者、被害状況、不足物資等)	・安否確認
	・被災復興	・支援活動	・避難所運営委員会に参画し、避難所を運営、 ・継続的な災害情報の収集・整理 ・市からの情報を避難者へ伝達	・避難所生活 ・避難者の中から選ばれたリーダーのもと、「市職員」や「施設管理者」の支援によって自主運営される。 ・指定避難所には、防災備蓄倉庫があり、分散備蓄を行っているが、十分な量はないので、各自で日ごろの備えをしておく。

おわりに

この松河戸区防災マニュアルは、区民が自主防災に関する認識を共有し行動するためのものです。いつでも家族が見られる場所に設置ください。

社会環境・状況の変化等により、防災マニュアルも変化していきます。
「協力員名簿」・「災害用備蓄資材等」や松河戸自主防災組織そのものの充実も必要です。

松河戸区民の方々で、災害時のこととを想定して、より良いもの、解りやすくて使いやすい防災マニュアルへと発展させていこうではありませんか。

備えあれば憂いなし、区民の皆様方の安全・安心の一助になれば幸いです。



松河戸区防災マニュアル

印刷発行日 令和元年8月1日

編集発行 松河戸区会

発行責任者 松河戸区長 長谷川浩

松河戸公民館

春日井市松河戸町1丁目13番地4

電話 FAX 0568-56-6187

※ このマニュアル印刷製本においては、

春日井市地域防災組織支援事業の補助金が入っています。

※ このマニュアルは、松河戸区ホームページからも見ることができます。

<http://matsukawado.com>



松河戸区